

最高裁秘書第1431号

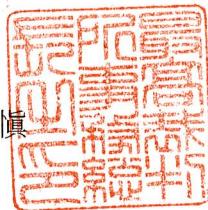
令和4年5月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和4年3月18日付け（同月22日受付、第031044号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 令和3年6月24日付け最高裁判所事務総局民事局長書簡（片面で1枚）
- (2) 「民事裁判書類電子提出システム（m i n t s）の開発・導入について」と題する文書（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）

令和3年6月24日

日本弁護士連合会事務総長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 門田友昌

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

民事訴訟手続のIT化の検討につきまして、平素から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最高裁判所では、現在ファクシミリによって提出可能な準備書面等を電子ファイルによって提出することを可能とするシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「mints（ミンツ）」）を開発中であり、同システムの運用を開始する府及びその運用開始時期を、下記1及び2のとおり予定しています。

については、この旨を貴連合会会員の皆様にお伝えいただきますとともに、引き続き民事訴訟手続のIT化の検討への御協力を賜りますようよろしくお願いいいたします。

敬具

記

- 1 令和4年2月頃試行運用開始、同年5月頃本格運用開始予定の府
甲府地方裁判所本府、大津地方裁判所本府
- 2 令和4年4月頃試行運用開始、同年夏又は秋頃本格運用開始予定の府
知的財産高等裁判所、東京地方裁判所民事第8部、第29部、第40部、第46部及び第47部並びに大阪地方裁判所第21及び第26民事部（東京地方裁判所民事第8部は商事部、その他の地方裁判所はいずれも知的財産権専門部）

民事裁判書類電子提出システム(mints)の開発・導入について

電子提出に向けた取組み

【現行民事訴訟法】

民事訴訟に関する手続における準備書面等について、電子情報処理組織を用いて提出することができることを規定(132条の10)。



【電子提出の先行実施】

将来の本格的なオンライン提出の先行実施として、法改正を待たずに、現行法下で可能な準備書面等の電子提出の運用を開始するためのシステムを開発中。

新たに開発中のシステム(mints)の概要

現在、民事訴訟においてファクシミリで提出可能な準備書面や証拠(書証の写し)について、電子提出が可能となる民事裁判書類電子提出システム(MINji saibanshoriu denshi Teishutsu Systemより「mints」と呼称)を開発中。

システムの開発後、一部の府で運用を開始し、その後、順次拡大していく予定。

【本システムの概念図】

